



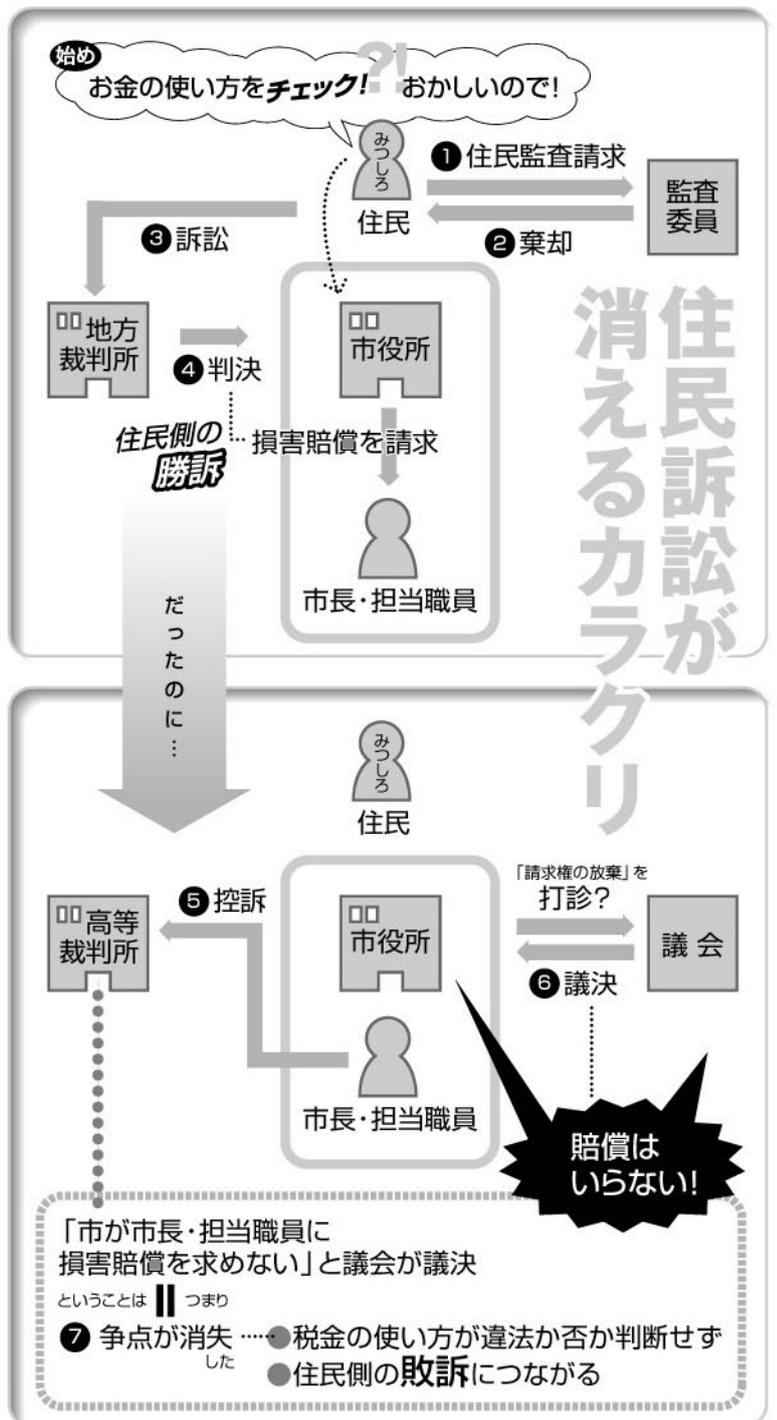
無党派・市民派
大東市議会議員
「市民オンブズ大東」代表

みつしろ とし お
光城 敏雄

住民訴訟が無効に! 役所とのなれあい!? 住民訴訟がムダに!
住民訴訟が台無しにならないために!

事件経過

- 大東市では「非常勤職員退職慰労金」と称して、非常勤職員に対し違法な退職金を支給。その額、9年間で合計約4,300万円。
- 平成18年10月から一年だけでも市長の承認の下、約270万円を支出していた。
- ① 平成19年10月23日
住民のみつしろは、給与条例主義遵守と職員間の給与格差を是正すべく**住民監査請求**。
- ② 同年12月11日
監査委員は、なんと**棄却**。
監査結果では「非常勤職員の報酬に関して法令の趣旨に沿ったものとして市民の理解を得られるよう、早急にその制度の見直しを求める」と実質矛盾した判断。
- ③ 同年12月18日
住民のみつしろは大阪地裁に**提訴**。
- ④ 平成20年8月7日
大阪地裁は、大東市の違法性を認め約270万円を大東市長に請求をするよう、担当職員にも約119万円を請求するようなど命じた。住民の**勝訴**。
- ⑤ 同年8月19日
被告市長は大阪高裁に**控訴**。
11月19日第1回弁論
大阪高裁は一度、賠償させる和解案打診
和解期日が2回(11月28日、12月19日)に設けられたが、市長は和解を**拒絶**。
- ⑥ 同年12月22日
大東市議会は、十分な審議もなく、司法判断にかかわらず**損害賠償請求を放棄**する議案を即日議決した。(訴訟の原告でもある光城敏雄議員を違法にも強制的に除斥させ、残りの議員は全員起立賛成)
- ⑦ 平成21年2月24日
大阪高裁は結審。
結局、高裁は3月26日に住民のみつしろの訴えを、なんと**却下**。
判決文に、議会の議決で、「本件各損害賠償請求権は本件議決により消滅したというしかない」とあります。
裁判所の自立した判断はどこに行ったのでしょうか。



賠償請求権 議会が放棄

首長への責任追及阻む

国が法改正検討へ

住民訴訟「無意味に」

住民訴訟で敗訴し、判決で「違法な公金支出があり、首長に賠償を求めなければならない」と認定された自治体が、判決の確定前に、賠償請求権を放棄するケースが相次いでいる。請求権放棄には議会の議決が必要だが、議会が首長へのチェック機能を果たすどころか、「先手を打って首長への責任追及を阻んでいる形だ。地方議会の多数派が首長を守るなれあいの構図が背景にある」とみられるが、住民側は「訴訟を起こす意味がなくなる」と反発。国は、請求権放棄の議決の制限を検討し始めた。

(木下敦子)

住民訴訟の途中で議会が賠償請求権を放棄した事例

自治体	問題となった支出や損害	訴訟と議会の動き
千葉県 千歳南町	町職員の時間外手当	提訴後に請求権放棄の議決。2審で住民が敗訴(2000年12月)。住民敗訴が確定
新潟県 旧安塚町(現上越市)	第3セクター派遣職員の給与	提訴後に請求権放棄を議決。1審に続き、2審も住民が敗訴(04年4月)。住民敗訴が確定
山梨県 旧玉穂町(現中央市)	公共工事談合を巡る損害賠償	1審で住民が勝訴後、請求権放棄議決。2審で住民が逆転敗訴(06年7月)。住民敗訴が確定
大阪府 茨木市	臨時職員への一時金	1審で住民が勝訴後、請求権放棄を議決。2審で再び住民が勝訴(08年9月)。市が上告中
大阪府 大東市	非常勤職員への退職慰労金	1審で住民が勝訴後、請求権放棄の議決。2審では住民が逆転敗訴(09年3月)。住民が上告中
神戸市	外郭団体派遣職員の件費	1審と控訴審の一部で住民が勝訴。09年2月、請求権放棄の条例改正案を可決。市が上告中
東京都 檜原村	非常勤職員の手当	2審で村が敗訴。09年3月に請求権放棄を議決。村が上告中

東京都の西部、人口約2万8000人の檜原村。村は4月、坂本義次村長(64)個人に対する約756万円の賠償請求権を放棄した。東京高裁判決は「支出は違法訴訟は丸山美子村議(60)法」と認定。村は上告する

一方、村議会が3月、請求権放棄の議案を可決した。自分の債務を免除した形の坂本村長は「議会の判断を尊重しただけ」と話すが、丸山村議は「議会が先回りして『賠償はいらない』と言いつつ、司法判断を無視するなんて論外だ」と憤る。地方自治法は、自治体が権利を放棄する場合には議会の同意が必要と定めてお

と説明し、賛成多数で放棄が認められた。大阪の茨木市や大東市でも昨年、1審で市側敗訴後、それぞれ約6600万円と269万円の請求権の放棄を市議会が可決。大東市では訴訟を起した光城敏雄市議(51)を除く全員が賛成した。同市議は「住民が訴訟で勝ち取った財産を議論もせずに手放し、首長の利益を図るとは、市への責任行為だ」と指摘する。裁判途中の請求権放棄により、自治体が賠償金を得られなくなるだけでなく、違法行為の責任の明確化という住民訴訟本来の目的も失われる。

大東市の裁判では、市議会が請求権放棄を決めた後の3月の大阪高裁判決では、「住民の代表である議会の議決により、請求権は消滅した」として、住民が逆転敗訴。千葉山梨などのケースでも、議会の請求権放棄が有効とされ、支出の違法性に踏み込まないまま、住民敗訴が確定している。こうした中、政府の地方制度調査会は6月、「係争中の請求権放棄は住民訴訟制度の趣旨を損ないかねない」と答申した。総務省は今後、議会による請求権放棄の議決を制限する法改正などを検討する予定だ。

檜原村や、茨木、大東、神戸の訴訟は最高裁に係属している。白藤博行・専修大教授(地方自治法)の話「議会は、権利放棄がやむを得ないものか、厳しくチェックする役目があるのに、安易に放棄を決めているとすれば、無責任過ぎる。司法を通じて公金支出の違法性を問おうとする住民訴訟の意義を失わせる事態で、早急な制度改正が必要だ」

多数決でなんでも決定できるんだったら、裁判所が要らなくなりますね。大東市の場合は、議決前に「除斥」といって議員である私は強制的に退場させられ、反対意見もなくわずかに数分で権利の放棄が議決されました。果たして、合法なのでしょうか。



全国的にも注目されています

TVでも権利の放棄問題が
取り上げられています

◀読売TV09年9月7日「ニュースten」より

YouTube
Broadcast Yourself™

ten 住民訴訟

検索

YouTubeで
見ることができます。

市民オンブズ大東は、政治の矛盾点を正すため、情報公開を基本として住民監査請求や異議申立を経て住民訴訟、行政訴訟を通して、コンプライアンス（法令順守）を求めてきました。
住民主体の地方自治体を作るため、さまざまな問題点をいっしょに解決していきましょう。
費用はかかりませんので、お気軽に。

みつしろの最新情報をお伝えします。
あなたからのメッセージもお願いします。

FAX
用紙

FAX

020-4623-1016

下記事項をご記入の上、ファックスしてください。

ふりがな お名前		お電話 (携帯)	()
ご住所	〒574-00..... 大東市		
メッセージ			

※個人情報には他に漏れることはありません。

メールでも受け付けています。

携帯メール M09099906527@softbank.ne.jp

パソコンメール se5t-mtsr@asahi-net.or.jp

光城敏雄

検索

郵送&電話でもどうぞ。

住所 〒574-0024 大東市泉町2-7-18

携帯 090-9990-6527

TEL 072-875-4829

▼朝日新聞09年3月29日

首長の公金支出は「違法」

住民勝訴 水差す議会

住民訴訟で司法が「違法」と判断した公金支出をめぐり、首長が負った賠償責任を地方議会が「帳消し」にする例が相次いでいる。08年度だけでも、神戸市や大阪府茨木市などの市議会が、市長に対する市の賠償請求権を放棄する議案を可決した。同府大東市では、違法な支出分を市長に請求するよう市に命じた一審判決に対して、市議会が請求権放棄を議決。大阪高裁は26日の控訴審判決でこの議決を「有効」と判断し、住民側が逆転敗訴した。こうした議会の姿勢に「住民訴訟の意義を失わせる行為だ」という批判が高まっている。

大東市をめぐる住民訴訟は07年に市議の光城敏雄さん(51)が提訴した。非常勤職員への退職慰労金について「市が条例で定めていないのは地方自治法違反」と主張。昨年8月の一審・大阪地裁判決は、職員2人への07年4月と8月の支給分を岡本日出土市長ら幹部4人に請求するよう、市に命じていた。



議長を除く市議15人全員が賛成した。26日の高裁判決で安原清蔵裁判長は「放棄の可否は住民の代表である議会の良識ある判断に委ねられており、(議決で)賠償請求権は消滅した」との判断を示して

(阪本輝昭、宮崎園子)

請求権放棄相次ぐ

一審判決を変更し、光城さんの請求を棄却した。

光城さんは「違法な支出が強引に『合法』に仕立てられた。市と、同調した市議らの行為は判決を勝手に書き換えるに等しく、司法軽視だ」と反発。上告する考えだ。

議案を提案した市議らによると、市側から「ほかの自治体で賠償請求権を放棄した例がある」「市が提案すると法的な問題が生じる恐れがある」と議員提案を示唆されたという。提案理由は「部署や役職によって、瑕疵がなくても賠償請求されることから、その職責とやる気を守るためにも保護されなければならない」とされた。岡本市長は朝日新聞の取材に「議会のご判断によるもの」とコメントした。

住民訴訟 地方自治体の首長や職員が違法・不当な行為で自治体に損害を与えた場合、住民は監査請求を経たうえで、損害の回復を求める訴えを裁判所に起こせる地方自治法上の制度。以前は首長らを直接訴えることができたが、02年に同法が見直され、自治体を被告として首長らに損害賠償を請求するよう求める仕組みに変わった。日本弁護士連合会は「住民の統制機能を著しく後退させる」と反対していた。

請求するよう市に命じた。これを受け、市は今年1月の二審・大阪高裁判決を不服として上告するとともに、2月、約48億円の賠償請求権を放棄する議案を市議会に提出し、賛成多数で可決された。

大阪府茨木市では昨年1月、臨時職員への「一時金」支出をめぐる住民訴訟の一審判決で、市が市長に約6600万円を請求するよう命じられたのを受け、同6月、市議会が賛成多数で請求権放棄の議案を可決した。しかし、このケースでは同9月の二審・大阪高裁判決は再び市側を敗訴させ、議会の議決のみで債務免除の効力は生じないと付言した。市側は上告中だ。

このほか、新潟県・旧安塚町では02年、第三セクターに派遣した職員への給与支出について町議会が町長への賠償請求権放棄を議決。千葉県鋸

南町でも98年、納税貯蓄組合への補助金支出で町長への請求権を議会が放棄した。いずれも訴訟になり、住民側の敗訴が確定している。

首長の行き過ぎ チェックが本分

阿部泰隆・中央大教授(行政法)の話 地方自治法上、賠償請求権を放棄する権限があるのは行政トップの首長だけで、議会にはその行為が行き過ぎでないかをチェックする以上の権限はない。公金を預かる立場である以上、首長による権利放棄もごく例外的な場合に限られ、まして自らの債務を免れるためであれば、市に損害を与える背任行為といえる。権利放棄に賛成した議員も同様であり、首長とともに市の損害に対する賠償責任を負うことになるだろう。



問題解決のためには、議会活動で行き詰まった法的には住民訴訟しかないと思つていますが、司法が議決で左右されるようでは、三権分立はどこに行ったのやらですね。国の地方制度調査会でもこの矛盾を指摘。